

令和5年度熊本市社会福祉施設等物価高騰対策緊急支援金交付要綱

制定 令和5年9月1日市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、コロナ禍において物価高騰の影響を受ける社会福祉施設等が物価高騰による負担増を利用者に価格転嫁することなく、安定的な福祉サービスの提供が行えるよう交付する令和5年度熊本市社会福祉施設等物価高騰対策緊急支援金（以下「支援金」という。）に関し、熊本市補助金等交付規則（昭和43年規則第44号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 高齢者福祉施設等 別表1の事業種別の欄に掲げる事業のいずれかを実施する施設等をいう。
- (2) 障がい者福祉施設等 別表2の事業種別の欄に掲げる事業のいずれかを実施する施設等をいう。
- (3) 児童福祉施設等 別表3の事業種別の欄に掲げる事業のいずれかを実施する施設等をいう。
- (4) 保護施設等 別表4の事業種別の欄に掲げる事業を実施する施設等をいう。
- (5) 入所系サービス 別表1から別表4までの入所系の項に掲げる事業をいう。
- (6) 通所系サービス 別表1から別表3までの通所系の項に掲げる事業をいう。
- (7) 複合系サービス 別表1複合系の項に掲げる事業をいう。
- (8) 訪問系サービス 別表1及び別表2訪問系の項に掲げる事業をいう。
- (9) 利用者負担額 利用者と次条の交付対象者との契約に基づき、利用者が交付対象者に支払うこととなっている光熱水費や食材費、共益費などの費用のうち、交付対象者が費用の額を定めるものをいう。
- (10) 交付対象利用者数 別表1から別表4までに掲げる事業（訪問系の項に掲げる事業を除く。以下この号において同じ。）ごとの令和5年6月1日から6月30日までの期間における延べ利用者数に12を乗じて得た数をいう。ただし、別表1及び別表2通所系の項に掲げる事業にあっては、5時間未満の利用者を0.5人として計上するものとする。また、別表1複合系の項に掲げる事業であって、同一の利用者に対し、宿泊サービス及び通所サービスの提供を同じ日に行った場合は、通所サービスの利用者としては計上せず、宿泊サービスの利用者としてののみ

計上するものとする。なお、令和5年6月1日から10月1日までの期間に別表1から別表4までの事業種別の欄に掲げる事業を開始した場合の交付対象利用者数にあっては、令和5年11月1日から11月30日までの期間における延べ利用者数に12を乗じて得た数とする。

(交付対象者)

第3条 支援金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、熊本市内に住所を有する高齢者福祉施設等、障がい者福祉施設等、児童福祉施設等（ただし、別表3に掲げる里親については、熊本市内に住所を有さない者を含む。）又は保護施設等（以下「対象施設等」と総称する。）の事業者であって次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 令和5年10月1日までに対象施設等の運営を開始していること。
- (2) 支援金の申込日時点で事業の廃止又は休止を行っていないこと（届出を行わない事実上の廃止又は休止を含む。以下同じ。）。
- (3) 令和5年度に事業の開始又は休止を行った場合においては、令和5年度中に事業を運営した月数が6月以上あること（運営した月数の算出にあたっては、開始した日の属する月は含め、休止した日の属する月は含めないものとする。以下同じ。）。
- (4) 令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に、利用者負担額を引き上げていないこと。（ただし、物価高騰の影響によらない利用者負担額の引上げなど、真にやむを得ないと認められる場合についてはこの限りでない。）
- (5) 国又は地方公共団体の運営でないこと。
- (6) 市税の滞納がないこと。
- (7) 熊本市暴力団排除条例（平成23年条例第94号）第2条第1号から第3号までの規定に該当しない者であること。

(対象経費)

第4条 交付対象となる経費は、交付対象者が負担する次に掲げる経費とし、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間に生じたものとする。

- (1) 光熱水費
- (2) 食材費
- (3) 消耗品費
- (4) 燃料費
- (5) その他市長が必要と認める経費

(支援金の算定方法)

第5条 支援金の額は、次の各号に定めるとおりとし、事業種別の欄に掲げる事業を行う施設等ごとに算出する。

- (1) 入所系サービス（里親に係るものを除く。） 別表1から別表4までの入所系の項交付基準額の欄に掲げる額に同項事業種別の欄に掲げる事業に係る交付対象利用者数を乗じて得た額とする。ただし、別表1入所系の項事業種別の欄「有料老人ホームのうち特定施設又は地域密着型特定施設であるもの」については、同項交付基準額の欄「要介護者又は要支援者である入居者」に係る額に「要介護者又は要支援者である入居者」に係る交付対象利用者数を乗じて得た額及び同項交付基準額の欄「上記以外の入居者」に係る額に「上記以外の入居者」に係る交付対象利用者数を乗じて得た額の合計額とする。
- (2) 入所系サービス（里親に係るものに限る。） 別表3入所系の項事業種別の欄「里親」に係る交付基準額の欄に掲げる額とする。なお、令和5年度中に要保護児童を養育している月数（以下「養育月数」という。）が6月以上あること（養育月数の算出にあたっては、養育を開始した日の属する月は含め、養育をしなくなった日の属する月は含めないものとする。）を支援金交付の要件とする。
- (3) 通所系サービス 別表1から別表3までの通所系の項交付基準額の欄の額に同項事業種別の欄に掲げる事業に係る交付対象利用者数を乗じて得た額とする。
- (4) 複合系サービス 別表1複合系の項交付基準額の欄「宿泊」に係る額に「宿泊」に係る交付対象利用者数を乗じて得た額及び同欄「通所」に係る額に「通所」に係る交付対象利用者数を乗じて得た額の合計額とする。
- (5) 訪問系サービス 別表1及び別表2訪問系の項交付基準額の欄に掲げる額とする。

2 令和5年度に事業の開始又は休止を行ったもののうち、令和5年度中に事業を運営した月数が6月以上の交付対象者については、第1項の規定にかかわらず、第1項で算出した支援金の額に当該運営した月数を乗じ、12で除した額を支援金の額とする。この場合において、1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該支援金の額とする。

（支援金の申込み）

第6条 支援金の交付を受けようとする交付対象者は、令和5年12月28日までに、令和5年度熊本市社会福祉施設等物価高騰対策緊急支援金交付申込書（様式第1-1号。以下「申込書」という。）を市長に提出するものとする。

（交付の決定）

第7条 市長は、前条の規定により申込書が提出されたとき、または第14条に規定

するオンラインによる申込みが行われたときは、その内容を審査し、適当と認められるときは交付の決定を行い、令和5年度熊本市社会福祉施設等物価高騰対策緊急支援金交付決定通知書（様式第2-1号）により申込者に通知するものとする。

（交付の条件）

第8条 前条の規定による交付の決定を行う場合は、次に掲げる条件を付すこととする。

- (1) 第3条各号に掲げる要件を順守すること。
- (2) 支援金の申込日から令和6年3月31日までの期間に事業の廃止又は休止を行わないこと。やむを得ず廃止又は休止しようとするときは、市長に届け出ること。
- (3) 令和6年3月31日までに令和5年度熊本市社会福祉施設等物価高騰対策緊急支援金実績報告書（様式第3号。以下「実績報告書」という。）を市長に提出すること。

（関係書類の整備）

第9条 支援金の交付決定を受けた交付対象者は、この支援金の対象経費の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理するとともに、これらの帳簿及び書類を支援金の交付を受けた翌年度から起算して5年間保管するものとする。

（実績報告）

第10条 支援金の申込みを行った交付対象者は、令和6年3月31日までに実績報告書を市長に提出するものとする。

（支援金の額の確定）

第11条 市長は、前条の規定により実績報告を受けた場合には、実績報告書の審査を行い、事業の実績が支援金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、令和5年度熊本市社会福祉施設等物価高騰対策緊急支援金交付確定通知書（様式第4号。以下「確定通知書」という。）により、速やかに当該申込者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項により支援金の額を確定した場合において、既にその額を超える支援金が交付されているときは、その超えている部分につき期限を定めて返還させるものとする。

（支援金の請求）

第12条 確定通知書を受けた者は、当該通知を受けた日から起算して30日を経過する日（その日が交付決定を受けた年度の翌年度の5月2日以降の日となるときは、当該5月2日）までに、令和5年度熊本市社会福祉施設等物価高騰対策緊急支援金

請求書（様式第5号）を市長に提出するものとする。

（概算交付の手続き）

第13条 前条の規定にかかわらず、事業等の性質上その事業の終了前又は年度途中に交付することが適切と認めるときは、一括又は分割して事前に概算額を交付することができる。

2 前項の規定に基づく概算交付の申込みは、支援金の申込みと同時に、又は支援金の申込後その交付決定前においても行うことができることとする。この場合において、当該概算交付の申込みは、第7条の規定による支援金の交付決定があったときに効力を生じることとする。

3 前項の規定に基づき、支援金の申込みと同時に概算交付の申込みを行う場合は、令和5年度熊本市社会福祉施設等物価高騰対策緊急支援金交付申込書兼概算交付申込書（様式第1-2号）を市長に提出するものとし、市長は、その内容を審査し、適当と認められるときは交付の決定を行い、令和5年度熊本市社会福祉施設等物価高騰対策緊急支援金交付決定通知書兼概算交付通知書（様式第2-2号。以下「交付通知書」という。）により申込者に通知するものとする。

（オンラインによる申込等の手続き）

第14条 この支援金に関し交付対象者が行う次に掲げる手続きは、オンライン（インターネットに接続された各人の端末を利用して手続きを行う方法をいう。以下同じ。）で行うことができることとする。

（1）支援金の交付申込及び概算交付申込

（2）実績報告

（3）その他本市が認める手続き

2 前項の規定によりオンラインで手続きを行おうとする交付対象者は、電子申請システム（オンラインで支援金の交付に関する手続きを行うために用いるシステムとして本市が指定するものをいう。以下同じ。）において、各手続きにおける必要事項を入力するとともに、各手続きに必要となる添付書類をアップロードして送信することとする。この場合において、交付対象者の本人確認は、あらかじめ当該交付対象者に対し発行したID・パスワードを電子申請システムで認証することにより行うこととする。

（調査及び報告）

第15条 市長は、支援金の適正な支出に必要があるときは、交付対象者に対し、必要な調査、報告その他必要な措置を求めることができるものとする。

（交付決定の取消し等）

第16条 交付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該交付対象者に係る交付決定を取り消すことができることとする。

- (1) 第8条に規定する交付の条件に違反した場合
- (2) 交付対象者としての要件を満たさなくなった場合
- (3) 虚偽その他不正の手段により支援金の交付を受けた場合

2 交付対象者が既に支援金の交付（概算交付を含む。）を受けている場合に前項の規定（第2号を除く。）による交付決定の取消しがあったときにおける支援金の返還及び違約加算金の請求並びに当該交付対象者に対する他の補助金の支給の一時停止については、規則第13条から第15条までの規定に定めるところによる。

（委任）

第17条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和5年9月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

3 第9条、第12条、第15条及び第16条の規定は、前項の規定に関わらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

別表1 高齢者福祉施設等

区分	事業種別	交付基準額
入所系	介護老人福祉施設（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第27項） 地域密着型介護老人福祉施設（介護保険法第8条第22項） 介護老人保健施設（介護保険法第8条第28項） 介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護療養型医療施設） 介護医療院（介護保険法第8条第29項） （介護予防）短期入所生活介護（介護保険法第8条第9項、同法第8条の2第7項） （介護予防）短期入所療養介護（介護保険法第8条第10項、同法第8条の2第8項） （介護予防）認知症対応型共同生活介護（介護保険法第8条第20項、同法第8条の2第15項） 養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の4） 軽費老人ホーム（老人福祉法第20条の6）	53円
	有料老人ホーム（老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホームのうち、同項の届出を行ったもの又は高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項の登録を受けたものをいう。以下同じ。）のうち、特定施設（介護保険法第8条第11項）又は地域密着型特定施設（介護保険法第8条第21項）であるもの	要介護者又は要支援者である入居者 53円 上記以外の入居者 27円
	有料老人ホームのうち、特定施設（介護保険法第8条第11項）又は地域密着型特定施設（介護保険法第8条第21項）ではないもの	27円
通所系	通所介護（介護保険法第8条第7項） （介護予防）通所リハビリテーション（介護保険法第8条第8項、同法第8条の2第6項） 地域密着型通所介護（介護保険法第8条第17項） （介護予防）認知症対応型通所介護（介護保険法第8条第18項、同法第8条の2第13項） 介護予防通所サービス（介護保険法第115条の45第1項第1号ロ（介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号。以下「実施指針」という。）第2の4の(2)に規定する通所型サービスB及びCを除く。））	18円
複合系	（介護予防）小規模多機能型居宅介護（介護保険法第8条第19項、同法第8条の2第14項） 複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）（介護保険法第8条第23項）	宿泊 53円 通所 18円
訪問系	訪問介護（介護保険法第8条第2項） （介護予防）訪問入浴介護（介護保険法第8条第3項、同法第8条の2第2項） （介護予防）訪問看護（介護保険法第8条第4項、同法第8条の2第3項） （介護予防）訪問リハビリテーション（介護保険法第8条第5項、同法第8条の2第4項） 定期巡回・随時対応型訪問介護看護（介護保険法第8条第15項） 夜間対応型訪問介護（介護保険法第8条第16項） 居宅介護（介護予防）支援（介護保険法第8条第24項、同法第8条の2第16項） 介護予防訪問サービス（介護保険法第115条の45第1項第1号イ（実施指針第2の4の(1)に規定する訪問型サービスB、C及びDを除く。））	25,000円

別表2 障がい者福祉施設等

区分	事業種別	交付基準額
入 所 系	施設入所支援（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第10項） 福祉型障害児入所施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第42条第1項第1号） 医療型障害児入所施設（児童福祉法第42条第1項第2号） 療養介護（障害者総合支援法第5条第6項） 短期入所（障害者総合支援法第5条第8項） 共同生活援助（障害者総合支援法第5条第17項） 宿泊型自立訓練（障害者総合支援法第5条第12項）	53円
通 所 系	生活介護（障害者総合支援法第5条第7項） 自立訓練（機能訓練）（障害者総合支援法第5条第12項） 自立訓練（生活訓練）（障害者総合支援法第5条第12項） 就労移行支援（障害者総合支援法第5条第13項） 就労継続支援A型（障害者総合支援法第5条第14項） 就労継続支援B型（障害者総合支援法第5条第14項） 基準該当生活介護（平成18年基準省令第171号第94条） 基準該当就労継続支援B型（平成18年基準省令第171号第203条） 児童発達支援（児童福祉法第6条の2の2第2項） 放課後等デイサービス（児童福祉法第6条の2の2第4項）	18円
訪 問 系	一般相談支援（障害者総合支援法第5条第18項） 特定相談支援（障害者総合支援法第5条第18項） 障害児相談支援（児童福祉法第6条の2の2第7項） 居宅介護・重度訪問介護（障害者総合支援法第5条第2項、第3項） 同行援護（障害者総合支援法第5条第4項） 行動援護（障害者総合支援法第5条第5項） 就労定着支援（障害者総合支援法第5条第15項） 自立生活援助（障害者総合支援法第5条第16項） 居宅訪問型児童発達支援（児童福祉法第6条の2の2第7項） 保育所等訪問支援（児童福祉法第6条の2の2第6項）	25,000円

別表3 児童福祉施設等

区分	事業種別	交付基準額
入 所 系	児童養護施設（児童福祉法第41条） 乳児院（児童福祉法第37条） 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）（児童福祉法第6条の3第8項） 児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）（児童福祉法第6条の3第1項）	53円
	里親（児童福祉法第6条の4に規定する者のうち熊本市の養育里親名簿若しくは養子縁組里親名簿に登録されている者又は同法同条第3号に基づき熊本市長が適当と認めた者）	20,000円
	母子生活支援施設（児童福祉法第38条）	10円
通 所 系	病児保育施設（児童福祉法第6条の3第13項、病児保育事業実施要綱（雇児発0717第12号）及び熊本市病児・病後児保育事業実施要綱に基づき事業を実施する施設）	18円
	保育所（児童福祉法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、同法第35条第4項の認可を受けている施設） 幼稚園（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園） 幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第7項に基づく施設） 幼稚園型認定こども園（認定こども園法第3条第2項に基づく施設） 地域型保育事業所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第5項に掲げる事業を行う事業所）	18円
	認可外保育施設（児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、同法第34条の15第2項若しくは同法第35条第4項の認可又は認定こども園法第17条第1項の認可を受けていないもの（児童福祉法第58条の規定により児童福祉施設若しくは家庭的保育事業等の認可を取り消されたもの又は認定こども園法第22条第1項の規定により幼保連携型認定こども園の認可を取り消されたものを含み、児童福祉法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業を除く）	

別表4 保護施設等

区分	事業種別	交付基準額
入 所 系	救護施設（生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第2項）	53円

様式第 1 - 1 号(第 6 条関係)

令和 5 年度熊本市社会福祉施設等物価高騰対策緊急支援金交付申込書

年 月 日

熊本市長 (宛)

住 所

申込者 名 称

代表者

㊞

令和 5 年度熊本市社会福祉施設等物価高騰対策緊急支援金交付要綱第 6 条の規定により下記のとおり
申込みます。

記

- 1 補助事業等の名称 令和 5 年度熊本市社会福祉施設等物価高騰対策緊急支援金
- 2 事業種別 (※要綱別表から選択して記入) _____
- 3 施設・事業所名 _____
- 4 支援金の交付申込額 _____ 円
- 5 以下の条件を全て満たすことを誓約します。
 - ① 令和 5 年 1 0 月 1 日までに運営を開始していること。
 - ② 申込日時点で事業を廃止又は休止をしていないこと (届出を行わない事実上の廃止又は休止を含む)。
 - ③ 令和 4 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日までの間に利用者負担額を引き上げていないこと。
 - ④ 市税の滞納がないこと。
 - ⑤ 熊本市暴力団排除条例 (平成 2 3 年条例第 9 4 号) 第 2 条第 1 号から第 3 号までの規定に該当しない者であること。

様式第 1 - 2 号(第 1 3 条関係)

令和 5 年度熊本市社会福祉施設等物価高騰対策緊急支援金交付申込書兼概算交付申込書

年 月 日

熊本市長 (宛)

住 所

申込者 名 称

代表者



令和 5 年度熊本市社会福祉施設等物価高騰対策緊急支援金交付要綱第 6 条及び第 1 3 条の規定により
下記のとおり申込みます。交付決定された支援金は下記のとおり概算交付いただきますようお願いいた
します。

記

- 1 補助事業等の名称 令和 5 年度熊本市社会福祉施設等物価高騰対策緊急支援金
- 2 事業種別 (※要綱別表から選択して記入) _____
- 3 施設・事業所名 _____
- 4 支援金の交付申込額 _____ 円
- 5 支援金の概算交付申込理由
- 6 以下の条件を全て満たすことを誓約します。
 - ① 令和 5 年 1 0 月 1 日までに運営を開始していること。
 - ② 申込日時点で事業を廃止又は休止をしていないこと (届出を行わない事実上の廃止又は休止を含む。)
 - ③ 令和 4 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日までの間に利用者負担額を引き上げていないこ
と。
 - ④ 市税の滞納がないこと。
 - ⑤ 熊本市暴力団排除条例 (平成 2 3 年条例第 9 4 号) 第 2 条第 1 号から第 3 号までの規定に該当
しない者であること。

7 振込口座 ※ 請求委任する場合の記載項目

熊本市が交付する令和 5 年度熊本市社会福祉施設等物価高騰対策緊急支援金の請求を熊本市〇〇
〇課長に委任します。また、上記支援金の支払については、下記口座名義人の預金口座への振込を依
頼します。

金融機関名	
支店名	
預金種目	当 座 ・ 普 通
口座番号	
(フリガナ) 口座名義人	
備考	

住 所
申込者 名 称
代表者

熊本市長

令和5年度熊本市社会福祉施設等物価高騰対策緊急支援金交付決定通知書

年 月 日付で交付申込みのあった令和5年度熊本市社会福祉施設等物価高騰対策緊急支援金については、令和5年度熊本市社会福祉施設等物価高騰対策緊急支援金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第7条の規定により下記のとおり交付決定するので通知します。

記

- 1 補助事業等の名称 令和5年度熊本市社会福祉施設等物価高騰対策緊急支援金
- 2 事業種別 _____
- 3 施設・事業所名 _____
- 4 支援金の額 _____ 円
- 5 交付の条件は、次のとおりとする。
 - (1) 交付要綱第3条各号に掲げる要件を順守すること。
 - (2) 支援金の申込日から令和6年3月31日までの期間に事業の廃止又は休止を行わないこと。
やむを得ず廃止又は休止しようとするときは、市長に届け出ること。
 - (3) 令和6年3月31日までに実績報告書を市長に提出すること。
 - (4) 支援金の対象経費の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理するとともに、これらの帳簿及び書類を支援金の交付を受けた翌年度から起算して5年間保管すること。
- 6 交付の条件に違反したとき、不正行為がなされたときその他市長が支援金の交付を不適当と認めたときは、交付決定を取り消し、若しくは交付決定額を減じ、又は既に交付されたものについて返還を命ずることがある。
- 7 監査委員が必要と認めたときは、地方自治法第199条第7項の規定により監査をすることがある。
- 8 市長が必要と認めたときは、地方自治法第221条第2項の規定により、その状況を調査し、又は報告を徴することがある。

熊本市長

年 月 日付で交付申込みのあった令和５年度熊本市社会福祉施設等物価高騰対策緊急支援金については、令和５年度熊本市社会福祉施設等物価高騰対策緊急支援金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第７条の規定により下記のとおり交付決定し、併せて、交付要綱第１３条の規定により概算交付するので通知します。

1 補助事業等の名称 令和5年度熊本市社会福祉施設等物価高騰対策緊急支援金

2 事業種別

3 施設・事業所名

4 交付決定額及び概算交付額 (交付決定額) 円

(概算交付額) 円

5 交付の条件は、次のとおりとする。

(1) 交付要綱第3条各号に掲げる要件を順守すること。

(2) 支援金の申込日から令和 6 年 3 月 31 日までの期間に事業の廃止又は休止を行わないこと。
やむを得ず廃止又は休止しようとするときは、市長に届け出ること。

(3) 令和6年3月31日までに実績報告書を市長に提出すること。

(4) 支援金の対象経費の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理するとともに、これらの帳簿及び書類を支援金の交付を受けた翌年度から起算して5年間保管すること。

6 交付の条件に違反したとき、不正行為がなされたときその他市長が支援金の交付を不適当と認めたときは、交付決定を取り消し、若しくは交付決定額を減じ、又は既に交付されたものについて返還を命ずることがある。

7 監査委員が必要と認めたときは、地方自治法第199条第7項の規定により監査をする
ことがある。

8 市長が必要と認めたときは、地方自治法第221条第2項の規定により、その状況を調査し、又は報告を徴することがある。

令和5年度熊本市社会福祉施設等物価高騰対策緊急支援金実績報告書

年 月 日

熊本市長 (宛)

住 所

申込者 名 称

代表者



令和5年度熊本市社会福祉施設等物価高騰対策緊急支援金交付要綱第10条の規定に基づき、事業の実績を下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業等の名称 令和5年度熊本市社会福祉施設等物価高騰対策緊急支援金
- 2 事業種別（※要綱別表から選択して記入） _____
- 3 施設・事業所名 _____
- 4 決算（見込）

<収入の決算>

科目	金額（実績）	摘要
令和5年度熊本市社会福祉施設等物価高騰対策緊急支援金		
自己資金		
計		

<支出の決算>

科目	金額（実績）	摘要
水道光熱費		
食材費		
消耗品費		
燃料費		
計		

（注）収支の計は、それぞれ一致する。

住 所
申込者 名 称
代表者

熊本市長

令和5年度熊本市社会福祉施設等物価高騰対策緊急支援金交付確定通知書

年 月 日付け 発第 号で通知した令和5年度熊本市社会福祉施設等物価高騰対策緊急支援金については、令和5年度熊本市社会福祉施設等物価高騰対策緊急支援金交付要綱第11条の規定により確定したので、下記のとおり通知します。

記

- 1 補助事業等の名称 令和5年度熊本市社会福祉施設等物価高騰対策緊急支援金
- 2 事業種別 _____
- 3 施設・事業所名 _____
- 4 交付確定額 _____ 円

令和 5 年度熊本市社会福祉施設等物価高騰対策緊急支援金請求書

年 月 日

熊本市長 (宛)

住 所

申込者 名 称

代表者



令和 5 年度熊本市社会福祉施設等物価高騰対策緊急支援金交付要綱第 1 2 条の規定により下記のとおり請求します。

記

- 1 補助事業等の名称 令和 5 年度熊本市社会福祉施設等物価高騰対策緊急支援金
- 2 事業種別 (※要綱別表から選択して記入) _____
- 3 施設・事業所名 _____
- 4 支援金の請求額 _____ 円
- 5 振込口座

金融機関名	
支店名	
預金種目	当 座 ・ 普 通
口座番号	
(フリガナ) 口座名義人	
備考	